

「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件」（環境省告示）（案）についての意見の募集の結果について

1. 意見募集の概要

「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件」（環境省告示）（案）について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○募集期間:平成 21 年 4 月 2 日（木）～平成 21 年 5 月 1 日（金）

○意見提出方法：電子メール、郵送又は F A X

2. 提出された意見数

○意見提出数 42 件（個人 39 件／団体 3 件）

○整理した意見数 17 件

3. 意見の概要と見解について

○別紙のとおり

別紙

桧原湖の許可基準の特例に関する意見

意見の概要	意見数	見 解
<p>桧原湖で漁業権を持つ人が漁業に必要な係留施設等を設置する際、景観に配慮し、手続があれば許可できるとありますが、今あるドーム船等の取扱いはどうなるのかわかりかねます。</p>	1	<p>今回の許可基準の特例に該当する工作物については、今後、申請に基づいて設置が許容できることとなります。許可基準に該当しない施設については、従前通り、許可を得ることができず、設置が認められないこととなります。</p>
<p>この特例は、ワカサギ釣り船に許可を与えて、どんどんワカサギ釣り船を増やしていくということですか。大反対。 景色を楽しむ者とワカサギ釣りを楽しむ者が共存できますように。</p>	1	<p>今回の許可基準の特例は、風致の保護と地域の生業である漁業との両立を図るものです。許可対象は、漁業権を有する者等に限られることから、無秩序にワカサギ釣りの船数が増加することはないものと考えます。</p>
<p>今回の基準の特例は、環境省の現場事務所が中心となり、無秩序に作られた栈橋や小屋を整理するため、必要なものについて認めていく方向で、地元漁業などと調整を行ってきたと聞いています。 この特例を期に、地元の関係者が一丸となり、今以上に桧原湖の自然景観が守られるような方向に進むと思いますので、速やかに特例を認めてもらいたいと思います。</p>	1	<p>今回の許可基準の特例は、国立公園としての風致の保護と地域の生業である漁業との両立を図るものであり、引き続き桧原湖の風致の保護にご協力をお願いします。</p>
<p>桧原湖は、国立公園の第1種特別地域に指定され、漁業に必要な栈橋や小屋等が許可されないため、桧原湖の漁業で生業を立てている者として大変ありがたく、またようやく要望が認められたと感じております。桧原湖を利用している者として、より一層、桧原湖の自然を守っていけるよう努力して行くつもりです。</p>	1	
<p>桧原湖のワカサギ釣りは、地元の観光経済に多大な影響を与えており、地域の為にも是非特例を認めていただきたい。</p>	16	
<p>桧原湖に遊漁者の係留施設の設置を求めます。釣りを行うために最低限必要な施設です。係留施設の特例を認めてほしい。</p>	3	<p>第1種特別地域の風致の保護を図るためには、工作物の新設等は、必要最小限のものに限ることが必要です。現行の基準上でも、公益上必要な工作物等に限りこれを許容することとしているものであり、今回の基準の特例を定めるに当たっても、遊漁資源の管理を行っている漁業者等に対象を限定することが必要と考えます。</p>

ドーム船や屋形船は、桧原湖の釣り文化です。規制せず、今まで通り継続してほしい。	3	第1種特別地域の風致の保護を図るためには、自然公園法に基づき、工作物の新設等を適切に規制することが必要と考えています。
桧原湖の景観を守り大勢の観光客の方へ満足していただく方が良くと思う。禁漁期間を設定して、その期間はドーム船を設置しなければ、桧原湖はもっといい景観になると思う。	2	今回の許可基準の特例は、国立公園としての風致の保護と地域の生業である漁業との両立を図るものであり、今後も国立公園の風致の保護に努めてまいります。 禁漁期間の設定については、今回の許可基準の特例とは関連するものではありません。
ワカサギ釣りの規制には反対。地元経済に悪影響を及ぼす。私たちの楽しみを無くさないで欲しい。	5	今回の許可基準の特例は、直接ワカサギ釣りを規制するものではありません。
今回の特例の範囲は桧原湖のみですか。小野川湖・五色沼・秋元湖は該当しないのでしょうか。もし、そうであればつり用の屋形船を小野川湖へ持っていく業者が多くでるのではないかと。	2	今回の許可基準の特例の範囲は、桧原湖のみです。小野川湖等については、工作物の新築等に係る特例は設けられていないため、これまでの基準に基づき規制を行うこととなります。
漁業組合員だけに許可を出すことの不合理性	1	今回、漁業権を有する者が行う行為に限定した理由は、パブリックコメント募集に当たっての添付資料「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件」の概要に記載のとおりであり、社会的に合理的な理由があるものと考えています。

その他の意見

意見の概要	意見数	見 解
<ul style="list-style-type: none"> 禁漁期間が設定され残念。 他の湖でも解禁・禁漁が設けられており、桧原湖でも設定しても良いと思う。 禁漁期間を5月10日から9月30日までにしてほしい。 禁漁期間を設定する理由がわからない。 	16	桧原湖地区における許可基準の特例以外の事項についてのご意見でしたので、今回のパブリックコメントの対象外になります。
これから行われるバス釣りの方がはるかに問題があるのでは。外来魚である魚をリリースする大会などを全国各地で開催していること事態、指導して頂きたい。大会を開催することは、良いことだと思いますが、キャッチアンド廃棄を進めて頂きたい。	1	
桧原湖南部の生活排水はどうなっているのか。一部釣人の話では、湖に垂	1	

れ流しと聞いたことがあります。	
五色沼のアシ問題の方が大きな問題。せっかく沼を見に遠方より来ても、見れないのではがっかりして裏磐梯には来たくなくなってしまう。展望台デッキを設置してはいかがでしょうか。	1
スノーモービルが爆音を立てて、人の脇を60キロ以上で氷上暴走族？が発生しています。沈んだモービルすべてが引き上げられていません。規制がないので、検討して欲しい。	2
桧原湖の水質も年々悪化しているように思えます。ドーム船、屋形船からの排尿等も早くから釣りを開始することで汚染の原因にもなります。昨年あたりから、ドーム船での垂れ流しを禁止したみたいだが、ほとんどの船でお客様の排尿が処理できないため、湖へ捨てている場面をよく見ます。	1